

可燃性天然ガスに係る安定供給確保を図るための取組方針 新旧対照表

改正後	改正前
第2章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 第1節・第2節 (略) 第3節 施策に係る留意事項 (1)～(3) (略) <u>(4) 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置</u> <u>経済産業大臣は、可燃性天然ガスの供給に関わる事業者の事業の廃止等により、可燃性天然ガスの安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合には、法第9条の2の規定に基づき、当該事業の廃止等が可燃性天然ガスの安定供給確保に及ぼす影響を調査し、必要に応じて供給確保計画の提出を事業者に促すものとする。</u> <u>また、経済産業大臣は、認定供給確保事業者が認定供給確保計画に従って取組を行うことが困難となるおそれがある場合に、特に必要がある</u> <u>と認めるときは、法第11条の2の規定に基づき、可燃性天然ガスの供給に関わる関係者に対して特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めるものとする。</u> <u>安定供給確保に及ぼす影響の調査及び安定供給確保のために必要な協力の求めにあたっては、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民</u>	第2章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 第1節・第2節 (略) 第3節 施策に係る留意事項 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u>

間事業者等の理解醸成に努めるものとする。

第3章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組の内容に関する事項
及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第1節～第4節 (略)

第5節 実施体制

供給確保計画の認定の対象とする取組は、LNG等の安定供給確保の実施体制の確実性を担保するため、次の(1)から(6)までのいずれにも該当するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 取組の範囲にかかわらず、サイバー攻撃を受けた、または受けたおそれがある場合、速やかに経済産業省を通じて内閣官房国家サイバー統括室(以下「国家サイバー統括室」という。)にサイバーインシデントの報告を行うこと。

第6節～第8節 (略)

第5章 可燃性天然ガスに係る法第44条第1項の規定による指定に関する事項

第1節～第3節 (略)

第6章 可燃性天然ガスの安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第1節・第2節 (略)

第3節 サイバーセキュリティの確保

第3章 可燃性天然ガスの安定供給確保のための取組の内容に関する事項
及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第1節～第4節 (略)

第5節 実施体制

供給確保計画の認定の対象とする取組は、LNG等の安定供給確保の実施体制の確実性を担保するため、次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

第6節～第8節 (略)

第5章 可燃性天然ガスに係る法第四十四条第一項の規定による指定に関する事項

第1節～第3節 (略)

第6章 可燃性天然ガスの安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第1節・第2節 (略)

第3節 サイバーセキュリティの確保

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万ーサイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保がサプライチェーンの維持、ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から国家サイバー統括室との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨するものとする。

具体的には、経済産業大臣は認定供給確保事業者に対し、以下について推奨するものとする。

- (1) 令和9年3月から運用開始予定である、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」(以下「SCS 評価制度」という。)に基づく★4の取得
- (2) 「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(以下「JC-STAR 制度」という。)に基づくラベルを取得したIoT製品の使用(ルーター等の通信機器及びネットワークカメラについては★3を取得した製品の使用)
- (3) 調達先に対する、SCS 評価制度の★3又は★4(調達先の実態に応じて認定供給確保事業者が判断)の取得推奨
- (4) 調達先に対する、JC-STAR 制度に基づくラベルを取得したIoT機器の使用推奨

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万ーサイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保がサプライチェーンの維持、ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を勧奨するものとする。

具体的には、経済産業大臣は、当該事業者の事業規模や事業内容の実情に配慮し、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。))又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」(IPA)等32を活用させる等、必要に応じ、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの確保を勧奨する等の対応を行うものとする。

第4節・第5節 （略） <u>第6節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力</u> <u>可燃性天然ガスのサプライチェーンは、可燃性天然ガス等の供給を行う事業者、可燃性天然ガスの供給を受ける事業者のみならず、これらの事業者と取引関係にある他の事業者、金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、経済産業大臣、民間事業者等の関係者は、可燃性天然ガス等の安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るものとする。</u>	第4節・第5節 （略） <u>（新設）</u>
--	---------------------------------------

附 則（令和8年●月●日改定）

- 1 この改正は、令和8年●月●日から適用する。
- 2 適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がなされていないものに係る認定については、なお従前の例による。
- 3 この取組方針の適用の際、現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。